

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年3月30日（平成29年（行情）諮問第114号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第111号）

事件名：国有財産滅失き損報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

国有財産滅失き損報告書（以下「報告書」又は「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 国有財産の滅失（き損）について（報告）（平成24年2月23日付け皇警甲会発第23号）

文書2 国有財産の滅失又は損傷について（通知）（平成25年8月22日付け皇警甲会発第74号）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月15日付け皇警甲情公発第16号により皇宮警察本部長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分により開示された本件対象文書は、平成24年2月23日付け皇警甲会発第23号及び平成25年8月22日付け皇警甲会発第74号だけであったが、報告書の保存期間は（特定刑務所（用度課分）の標準文書保存期間基準によると）30年であることから、平成20年特定月日に破損した皇居敷地内の特定場所堤腹に設置されていた皇宮警察管理のセンサー（以下「センサー破損事案」という。）に関するものもあるはずであるから、その開示を求める。

（2）意見書

ア 「平成20年特定月日に特定場所で壊れたセンサーに関する文書」の開示を求めている平成29年（行情）諮問第73号と同じく、本件「平成20年特定月日に破損した皇居敷地内の特定場所堤腹に設置されていた皇宮警察管理のセンサーに関する報告書」を処分庁は保有しているものと推認できる。

イ 処分庁においては、報告書の保有期間を5年としているが、本件対象文書には報告書が含まれており、その保存期間は30年であるのだから、報告書の保存期間を5年としてセンサー破損事案に係る報告書を開示しなかった原処分の判断は不当である。

ウ よって、処分庁が行った原処分は不当なものと認められることから、原処分を取り消し、報告書を開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、報告書の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁においては、報告書の保存期間を5年としており、本件開示請求を受理した平成28年9月20日（以下「本件受理日」という。）時点において、平成23年度及び平成25年度に作成した本件対象文書が存在したことから、法9条1項の規定に基づき原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、報告書の保存期間は、特定刑務所の標準文書保存期間基準によれば30年であり、センサー破損事案に係る報告書も存在するはずであり、同文書を開示するとの決定を求める旨主張する。

4 原処分の妥当性について

処分庁においては、報告書の保存期間を5年としており、本件受理日において、本件対象文書が存在し、平成22年度以前に作成した報告書については既に廃棄済みであり存在しないことを確認している。

したがって、報告書のうち、本件対象文書について、開示決定を行った原処分の判断は妥当である。

5 結語

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分の維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月26日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、報告書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、センサー破損事案に係る報告書は必ず存在するはずである旨を主張しており、諮問庁は、同事案に係る報告書は保有せず、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 報告書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 報告書は、皇宮警察本部において、天災その他の事故により国有財産を滅失又は損傷した際に作成し、財務大臣に報告又は通知する文書である。

イ 本件開示請求で特定された報告書（本件請求文書）には、口座名（皇宮警察本部内の滅失又は損傷した国有財産の名称）、所在地、滅失又はき損の原因、発生日時及び被害の程度等が記載されている。

(2) センサー破損事案に係る報告書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 処分庁における報告書の保存期間は、皇宮警察本部の担当部署の標準文書保存期間基準により「5年」と定められている。

イ したがって、本件開示請求に係る本件受理日時点において、処分庁が保有している報告書は、本件対象文書のみであって、平成22年度以前の報告書は、保存期間満了として廃棄している。

ウ 本件審査請求を受け、処分庁において、念のため執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外の報告書の存在は確認できなかった。

エ 審査請求人は、審査請求書において、センサー破損事案の発生日について、「平成20年特定月日に破損した」と記載している。

上記特定月日のセンサー破損事案についての報告書の作成の有無は不明であるが、仮に、同事案に係る報告書が作成されていたとしても、平成20年度に作成されており、既に廃棄されていると推測される。

(3) 諮問庁から標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(2)アの説明のとおりであり、仮に、センサー破損事案に係る報告書が平成20年度に作成されていたとしても、平成22年度以前のものは、保存期間満了として既に処分庁において廃棄処分されているとする処分庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、皇宮警察本部において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、皇宮警察本部において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久